

総 社 市 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開 会 令和2年5月25日 午後 3時00分
- 2 閉 会 令和2年5月25日 午後 4時55分
- 3 場 所 総社市総合福祉センター2階 教養研修室
- 4 出席又は欠席した委員
出席委員
教育長 久 山 延 司
委 員 三 宅 眞砂子
委 員 上 岡 仁
委 員 児 島 塊太郎
委 員 大 山 敬 子
委 員 剣 持 江利奈
- 5 会議に出席した者
教育部長 服 部 浩 二
教育総務課課長 浅 野 竜 治
学校教育課長 井 上 徹
こども夢づくり課長 小 野 玲 子
学校教育課主幹 在 間 恭 子
教育総務課主幹 前 田 英 子
- 6 会議録署名委員
久 山 延 司 三 宅 眞砂子
- 7 付議事件
議案第13号 令和2年度総社市教育行政の基本方針を定めることについて 原案可決
議案第14号 令和2年度一般会計補正予算（第4号）について 原案可決
議案第15号 総社市就学援助規則の一部改正について 原案可決
議案第16号 総社市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則に
ついて 原案可決
教育長職務代理者の指名について 教育長職務代理者 上岡 仁
- 8 議事の概要 別紙のとおり

学校提案要求型学校自由枠交付金プレゼンテーション

【開会 午後3時】

久山教育長 ただいまから教育委員会を開会いたします。この教育委員会には、議案外5件が付議されています。

では、まず、会議録の署名委員についてであります。会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、私のほか、出席委員中、三宅委員にお願いします。

それでは、議案第13号「令和2年度総社市教育行政の基本方針を定めること」について事務局から説明願います。

浅野教育総務課長 それでは議案第14号「令和2年度総社市教育行政の基本方針を定めることについて」概要と主な改正点について、ご説明いたします。

この基本方針につきましては、事前に昨年度のものを送付させていただいておりますが、全体を通してのそれぞれの方針なり、施策などは従前と変わっておりません。最初に体系図をご覧ください。本市の教育の基本方針につきましては、平成27年4月2日に策定されました「そうじゃ教育大綱」総社を愛す子供、心やさしい子供、礼儀正しい子供を目指すべき子供像とした、第2次総社市教育振興基本計画に掲げる事項を実現するため、下側にございます基本方針1「子育て王国そうじゃをさらに深化させる」から、右側の基本方針6「教育施設の整備と適切な維持管理を実施する」までの6つの基本方針によって推進していくこととしております。この体系自体も今までのものを引き継いでおりまして、図にありますように、「将来を担う人づくり」と、その「環境づくり」を柱として、それぞれの施策を就学前、学校、家庭地域とステージに応じてまた生涯学習、スポーツ、文化芸術、教育施設というような環境面に応じて教育大綱の目標に関与できるよう設定をしております。ここで体系図のなかで、右側の枠で囲まれております基本方針4と5につきましては、「事務委任した部分」、「事務移管した部分」と別れていますが、これは昨年4月1日の機構改革によりまして、生涯学習、スポーツ、文化芸術の施策については、教育委員会から市部局となる文化スポーツ部に事務が委任または移管されたところでございます。2ページ目からはそれぞれの教育方針に基づき具現化するための内容・構成となっております。その方策には「連携」というワードに重点が置かれておりまして、2ページでの各校・園の連携の強化、3ページでの支援が必要な子どもに対しての連携、下段にあります連携強化によるいじめ・不登校の防止、さらには4ページの中ほどにあります中学校区ごとの連携、これは冒頭の「学校自由枠の提案型」での連携、また次の「英語特区」など幼・小・中の連携に留まらず地域や大学等との連携も含め、本方針、もって「そうじゃ教育大綱」の理念の具現化には「連携」に一層力点を置いて取り組んでいく必要があると考えております。

続きまして、令和2年度教育部3課の主要事業についてご説明をさせていただきます。教育総務課では、まず地域力再生事業として学校等からの要望により通学路の安全対策を行います。この事業は3か年計画で今年度が最終年度となります。次に学校力向上のため学校

自由枠交付金を各学校に配分し、学校長の裁量により独自色のある教育活動に取り組んでまいります。学校施設の関係では長寿命化計画策定による具体的な運用方針の検討や総社小学校改築事業の3期工事として、4月末に運動場整備工事を終え、施工中の駐車場整備工事が最終となりまして2学期が始まるまでの完成を目指して進めてまいります。その他、新型コロナウイルス感染防止事業といたしまして、現場にて必要となる保健衛生用品を調達しての感染症対策に取り組んでまいります。以上でございます。

井上学校教育課長 ①新型コロナウイルス感染症対応ということで、新本小学校においてリアルタイムのオンライン授業のテスト、パイロット校として実証実験を行っています。9人の学級です。9人の学級で、そこに映っているのが人は先生ですが、7人です。この日は9人とも入っていました。ところが時々途切れます。画面から居なくなるわけです。音声だけは聞こえているとか、映像は見えないとか。オンライン授業というのは、40分、45分のものを行っているわけですが、中々上手くは行きません。試行錯誤しながらこうやって来たるべきリアルタイムオンライン授業の実現に向けて研究を進めているところです。色んな課題が見付かっています。端末が熱くなって長時間耐えられないとか、45分の授業を1日オンラインでやるのは2本が限度だとか。本当にこうやって研究を進めれば、できること、できないこと、難しいこと、乗り越えるべきものが様々見えてきています。今後もこの研究を進めて参りたいと思います。要項にお戻りください。②心の教育の推進ということで、包括的研修プログラム「総社っ子応援プロジェクト」による学校適応促進、この柱は「だれもが行きたくなる学校づくり」です。10年が経過しました。今年度は原点回帰ということで取り組んで参りたいと思います。③これは英語特区に係わるものです。④特別支援教育の推進についてご説明いたします。先程のオンライン授業の裏面をご覧ください。特別支援教育のベースになるところを少し説明いたします。総社市の特別支援学級の在籍率であります。岡山県は特別支援学級の設置率が大変高い県です。小学校は全国で3番目に多いです。総社市の推移ですが、右側の緑色の表をご覧ください。平成25年からずっと上に向かって新しくなっています。本年度は赤い数字4.8%であります。一番ピークだった時が平成28年度、29年度の6.2%で、この時には小学校で6学級、7学級新設されるような時期でありました。それで、専門家の先生にご指導いただきながら教育支援委員会の充実ときらりの特別支援学級ではなく通級指導を受ける子どもたちの受け皿を充実したことによって、今現在4.8%と。全国平均を見ていただいたら3.2%と東京は1.2%ということになります。まだまだ高い数字で推移をしておりますが、今後はインクルーシブ教育の充実によってこれが更に数値が下がって、通常学級においてインクルーシブ教育が行われて支援を要する子どもたちも一緒に学ぶという姿が総社市の目指しているところでありまして。下側は中学校の状況であります。見ていただいたら分かりますように岡山県、総社市ともにまだまだ高い数字で推移していますが、これは平成28年、29年、30年の子どもたちが卒業して中学校へ行っているの、小学校の数値が下がっていけば中学校も下がっていくということになるかと思っております。最後に⑤放課後児童クラブの充実では、待機児童解消に向けた施

策を今後も進めて参ります。以上でございます。

小野こども夢づくり課長 こども夢づくり課からは3点に絞ってご説明させていただきます。まず①の新型コロナウイルス感染症対策として、保育所の保育料等の還付を行っていきます。3月分となっておりますけれども、令和2年度についても緊急事態宣言後から5月末までの間、家庭保育に協力していただけたご家庭については保育料の還付をする予定です。③の第二すずらん保育園の施設整備ですが、築45年となって老朽化が進んでおります第二すずらん保育園の増改築の整備を行います。最後に⑥中央保育所・総社はばたき園、放課後児童クラブの指定管理者の更新の時期がきます。今年度中に選定委員会を開催しまして令和3年度から7年度までの指定管理者の選定を行います。以上でございます。

久山教育長 それでは、教育行政の基本方針と各課から主要事業について、ただいまの事務局からの説明に対するご質問等はありませんか。

上岡委員 基本方針ですけれども、ずっとこれで来ているのですけど、おかしいと思ったのは、領域と機能が少し当てはまらないところがあるのです。例えば、就学前だったら貫きますよね、確かに重点内容が9あるのですか、郷土愛から家庭との連携教育まで、学校教育もそれは貫いていると思います。家庭・地域の教育そのものはどこでやるのかと言ったらそれは生涯学習でやることであって、そこだけ抜いていて良いのかという問題になります。領域がどうなのという話です。生涯学習は就学前から成人教育まで含んでいて、機能的には就学前と学校が。それでも、別立てでやりましょうという話だったとしたら残りは全部生涯学習じゃないといけないのに、ここでは環境づくりに入っています。そこがまずおかしい。そして、学校地域の教育が9つの重点内容を貫いているかと言ったら貫いてはいないです、中の具体的な事業を見ても。だから表し方を、もうそろそろ見直しても良いのではないですか。移管などをしてきたのだから、そろそろ見直しをされても良い。施策の位置づけを明確にし、更に理念・基本方針と施策との関連が分かりやすく示されたら良いのではないかと思います。特に生涯学習の位置づけは完璧におかしいと思います。環境づくりではないと思います。家庭・地域の教育のところへ入るべきでしょう。今からでは直らないので今年これで良いでしょうけど、次は考えていただきたいと思いますし、さっき学校教育課長さんが言われたICTのことも、どこかに入っても良いと思います。全然無いです、重点内容とかに。そういう見直しをちょっとしても良いですか。もう何年もやっていますよ、これで。使い古びているので、そろそろ新調してください。そう思いました。

久山教育長 ありがとうございます。事務局からコメントがありますか。

浅野教育総務課長 ありがとうございます。この体系図は、しばらくこの状態のままで手直しをしておりません。基本計画もございしますが、体系図におきまして、先程の生涯学習の部分は確かに将来を担う人づくりの方に関わってまいります。その辺は委員さんがおっしゃるとおりだと思いますので、この体系図についても来年度での見直しをさせていただきたいと思います。それからICTの関係も、これからGIGAスクールという児童生徒1人1台のタブレット端末環境といった大きな流れもございしますので、併せてこの体系図の中に落

とし込む必要があろうかと思えます。ありがとうございました。

児島委員 移管したものはもう載せなくても良いのでは。新しくされるときに、もう移管したものは載せない。その方がすっきりして見やすい。

上岡委員 去年も同じことを申し上げただけど、評価するときに移管した部分や委任した部分はどういうふうの評価されているのですかという話で。自分のところで設定しないでよそで設定したものをその中に入れ込んでいる。地方自治法で教育委員会が所管するものがあります。その中から言えばあって当然ですけど、出したのだから無くても良いかなと思えます。部長さん、その辺をどう思われますか。

服部教育部長 去年の4月に機構改革をして非常に分かりにくさが先に立っていたので、その時点では分かれて違う扱いになったものをはっきり示したいという意図がありました。1年経ちましたので、もう少し分かりやすく整備すべきであるというのはごもっともと思えます。ただ気になっているのは、移管したものについては法令上線を引けている部分ですけれども、事務委任した部分、この図で言うと微妙に残っている生涯学習というような、この辺りが全く知り置きせぬ部分で残っているので、何か残しておく必要があるという気もしております。もう少し検討してみます。

上岡委員 でも、生涯学習という言葉は委任しようが移管しようが構想図の中に無ければいけない言葉でしょう。家庭・地域の教育よりは生涯学習ですよ。

服部教育部長 はい。もう少し見直しをさせていただきたいと。

児島委員 そうしたら生涯学習がはっきり分かるように1本立てになる。

久山教育長 それでは今のご意見に従って、来年度に向けて手直しをするということでしょうか。

(異議なし)

久山教育長 その他、ご意見はありませんか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

久山教育長 それではいただいたご意見を来年度に向けて検討させていただくということで、議案第13号については、可決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

久山教育長 ご異議がないようですので、議案第13号については可決いたしました。

続きまして、議案第14号「令和2年度一般会計補正予算(第4号)」について、事務局から説明願います。

浅野教育総務課長 それでは、議案第14号「令和2年度総社市一般会計補正予算(第4号)」について、教育総務課分から説明させていただきます。最初に歳出の通学路整備事業からご説明させていただきます。まず、委託料495万円の増額につきましては、岡山県の補助金を活用して防犯カメラを設置しようとする経費でございます。設置につきましては、全国的に登下校中の児童が狙われたりする事件が頻発していること、また県内におきましても不審者情報また児童への声掛け等も多数発生しておりますので、子どもの安全確保のため、犯

罪防止のために通学路等へ防犯カメラを設置していこうとするものでございます。今年度につきましては各小学校区に各1台、計15台の設置を見込んでおります。

続きまして、中学校一般経費でございますが、中学校の業務員である再任用職員2名の退職に伴いまして会計年度任用職員を2名採用しようとするもので、報酬・期末手当・費用弁償。費用弁償につきましては通勤手当でございますが、これらの人件費合わせて436万9千円を増額しようとするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。県支出金/県補助金/教育費県補助金につきましては、先程ご説明いたしました防犯カメラ設置により交付される岡山県子ども見守り防犯カメラ設置支援事業補助金で150万円を増額するものでございます。次に、諸収入の1万1千円の増額につきましては、会計年度任用職員の雇用に係ります雇用保険料本人負担分でございます。以上でございます。

井上学校教育課長 続きまして、学校教育課についてご説明いたします。まず、歳出についてでございます。不登校対策実践研究事業/報償費の76万4千円の増額の内訳につきましては、登校支援員1名分の報償費75万5千円と研修旅費9千円の合計でございます。また、旅費/費用弁償の4万円につきましては、登校支援員1名の通勤に係る交通費でございます。小学校教育振興経費/備品購入費/庁用器具費の1億9,776万2千円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業により、GIGAスクール構想を前倒しし、児童用の端末を整備しようとするもので、内訳は1人1台当たり4万5千円のタブレットパソコンを全児童3,996人分購入する経費と端末の設定に係る費用でございます。中学校教育振興経費/備品購入費/庁用器具費9,016万9千円の増額は、同じくGIGAスクール構想により生徒端末1,836台を整備する経費と設定費でございます。

続きまして、歳入についてでございます。国庫支出金/国庫補助金/教育費国庫補助金1億7,797万5千円の増額につきましては、先程ご説明いたしましたGIGAスクール公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業補助金ですが、この構想の下、市内小中学校の児童生徒用に1人1台端末を整備しようとするもので1台当たり4万5千円を上限といたしまして、購入台数の3分の2について補助されるものでございます。県支出金/委託金/教育費委託金79万8千円の増額につきましては、県から委託されております不登校対策事業、先程申し上げました登校支援員でございますが、令和2年度の当初予算では8人を計上しておりましたが、県から1人増の9人で行う事業計画が示されたため調整するもので、全額補助されるものでございます。以上でございます。

浅野教育総務課長 続きまして、地食べ学校給食センターえがおに係る補正予算の説明をさせていただきます。まず歳出の学校給食調理場管理運営経費の455万9千円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として本年の3月2日から春休みまでの臨時休業期間において学校給食の食材事業者に対して、既に発注していた食材のキャンセルによって生じた経費・損失について国庫補助金を活用して補填しようとするものでございます。歳入の国庫補助金/学校臨時休業対策費補助金の341万8千円の増額につきましては、

歳出の455万9千円に対しての補助割合4分の3を見込んだものでございます。以上でございます。

小野こども夢づくり課長 こども夢づくり課の補正予算は、歳入、歳出どちらも第二すずらん保育園の整備に係るものでございます。まず歳出から説明させていただきます。私立保育所施設整備助成事業/負担金、補助及び交付金369万円の増額でございますが、第二すずらん保育園施設整備補助金で、今年度園舎の改修に伴いまして当初予算に計上してございましたけれども、国の交付基準額が変更になったこと、また、子育て安心プラン実施計画が採択されたため補助率が当初では国が2分の1、市が4分の1、事業主4分の1であったものが、国が3分の2、市が12分の1、事業主4分の1に変更となったため国と市の補助額の合計が変更になったものでございます。それに伴いまして歳入の方ですが、国庫支出金/国庫補助金/民生費国庫補助金3,727万4千円の増額は先程の説明のとおり、当初、国の補助率が2分の1から3分の2の補助率となりまして国からの補助が増えまして、よって3,727万4千円に変更になったものでございます。以上でございます。

浅野教育総務課長 続きまして、最後に生涯学習課分の説明をさせていただきます。歳出といたしまして、ブックスタート事業/需用費/消耗品費38万3千円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策で家庭教育支援のため4か月児健康診断時に乳幼児向けの絵本を支給するブックスタート事業の実施に係る経費でございます。以上でございます。

久山教育長 それでは、ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問はありますか。

上岡委員 まず、教育総務課の防犯カメラですけど、今現在、学校園にも設置されています。平成25年くらいから入っていたと思いますが、今、設置台数はどのくらいあるのですか。費用・経費はどれくらい計上されているのですか。また、今回、通学路に防犯カメラを設置されるのですけど、現在、防犯カメラは通学路に設置されていますか。それが何台で、今回は495万円だったら何台予定にされているのですか。場所も、もし計画されていたら教えていただければ有難いです。ついでに言って良いですか。

浅野教育総務課長 はい。

上岡委員 次に学校教育課ですけ、GIGAスクール、1人1台4万5千円程度のハードをとということだけど、ソフトはどうされるのですか。そこを教えていただければと思います。それと、こども夢づくり課の私立保育所施設整備助成事業ですけれど、これは第二すずらん以外も想定されているのですか。新設、修理、改造または整備、防音壁、防犯対策、強化整備等の費用の負担と、何か他にもあるのですか。そこを教えてください。

浅野教育総務課長 防犯カメラにつきましては、平成26年度から28年度までの3か年にわたって岡山県の補助金がございます、それを活用して学校等に設置しています。26年度に小中学校に基本的には施設内、正門を含めまして19の小中学校合わせまして52台設置されております。また、平成27年度におきましては、幼稚園・こども園含めて11台設置されているところでございます。合わせて計63台設置されております。通学路に何台設置されているかでございますが、厳密に通学路にということであれば26年度から28

年度には設置しておりません。この3か年につきましては、地域のまちづくり協議会の方が主体で団地内ですとか路線に選定されて各まちづくり協議会で設置されておりますので、中には当然通学路もかぶっているところはございますが、通学路ということで設置されたものではございません。まちづくり協議会の中で、ここが必要だということで設置されたものが26年度に2台。例えば27年度は三須地域づくり協議会では西原町内会で2台、また平成28年度には計30台付けているような状況でございます。中には通学路上も防犯カメラの設置が数か所ございます。何台かというのは、今、把握はできておりません。今年度495万円ということで説明させていただきましたが、とりあえずは各小学校区に1台ということで考えております。今年度の県補助金につきましても、前回と同じように3か年度の計画でございます。令和2年度、3年度、4年度ということで3か年にわたって1箇所あたり10万円を限度に補助金が交付される予定です。今年度、小学校区15校です。これから各学校に要望箇の確認をして設置場所を決めていきたいと考えております。来年度以降につきましても、学校区によっては2台3台必要なところもあると思いますので、引き続き令和3年度もやっていきたいと考えているところでございます。単純に495万円で15か所ということで1台あたり33万円を見込んでおり、15台で計495万円の見込でございます。以上でございます。

上岡委員 ありがとうございます。

井上学校教育課長 GIGA スクール構想のもと、どんなソフトウェアが入った機器を整備するかということですが、まず、ハードウェアをどのようなものを選定するかによっていくらかソフトの種類が変わってくるんですけども、そのソフトウェアの持つ機能については、ほぼ同一の機能を持っています。まず、ハードウェアは3種類から選定をします。Windows パソコン、アップルの IOS の搭載されたパソコン、Google が作っているクロームブックというコンピュータ、この3つの中から一つを選択することになります。このいずれを選んでも共通するソフトウェアで必要となるものがありまして、一つは文字入力、いわゆるワードのようなソフトウェア、それから表計算、プレゼンテーション、いわゆる統合ソフトのようなものです。それは小学校においても文字入力をする学習指導要領にも定められておりますので、これを指導する上で必要になります。それから協同学習を支援するソフトウェアです。CSCL と言いますが Computer Supported Collaborative Learning。1人1台コンピュータを持つということはコンピュータ上で様々な協同学習が可能となります。これを実現するために、例えば最後に申し上げた Google のクロームブックを選べば Google classroom というソフトウェアが付いています。これは先生が課題を提示して1人1人が自分たちで書き込んで加除修正をしながら新たな考えを作っていくというようなものです。同じようなものは Windows にもありまして、これは色々な会社が出しているものを選ぶことになるかと思います。それから最後にいわゆる AI ドリル的なものです。個別に自分の進捗にあった基礎・基本を確認するような AI ドリル。繰り返し学べるようなものをそこには盛り込んでいくこととなります。これらを管理するソフトウェアがどうしても必要になり

ますので、アップデートの管理でありますとか端末がきちんと最新のものになっているかというような、これの設定に係わるようなものを盛り込んで導入することになるかと思えます。以上でございます。

上岡委員 途中すいません。こういうソフトは必要でしょう。それで大分 ICT が進むと思いますが、先程、新本小学校のことを言われたと思いますが、少なくとも全員は持てる、タブレットを使うのですか。そうすると、通信状態が Wi-Fi があれば ZOOM とかを使って遠隔でできます。それに向けてのことは何か考えられているのかということと、ZOOM を使うかは別として、ああいうクラウドのものは、そこに例えば総社市教育委員会として使いたいと申請すれば無制限になる。大抵のものは 40 分です。ZOOM は個人で買ってテレビ会議をしたら 40 分しか使えないけれど、教育委員会として許可を貰ったら、申請が通ったら無制限になります。大学は今それを使っているわけです。そういうふうなことをすれば、先程出た 40 分や 45 分に収まらないことはまず無いです。そういうことも考えながらクラウドを使う、オンラインですか。この方向を目指していただきたいと思えます。そんなにこれはお金が掛かることではないのでお願いします。

井上学校教育課長 再度のご質問にお答えをいたします。まず通信環境ですが、いくつか方法があると思えます。まず、校内をイメージしていただきたいのですが、校内が今通信の速度が 100 メガベースでできています。国の規定が 1 ギガのラインが必要である。簡単に言うと 10 倍増強しなければいけないので、すべての線の敷き直しをいたします。ところが最終ラインを通過して来たデータが市のサーバーを通過して出て行きます。まずここがすべての学校がオンラインでやった時には持たないだろうということです。更に外へ出て行くインターネット回線が今現在恐らく理論値は 100 メガですが、実測で 30 数メガしか出ていないです。GIGA スクールで端末が整ってもこの通信環境がもたない可能性があるため、ここの検討もしているところです。もしも、市のサーバーを通すことができないとなったときには、それぞれの学校から直接、LTE 回線というものを使います。これであれば、市のサーバーを介さずに、例えば中山間部にある学校もそこから即 LTE の無線回線を使ってインターネットに接続していく環境が整います。この場合はそれぞれの端末が LTE 対応にした端末を配布する必要になるかと思えますので、そこで通信環境と端末等を揃えていく必要が出てくるかと思えます。それから先程の ZOOM の話ですが、新本小学校が、今、実験的にやっているのは ZOOM と Google をセットでやっていますが、将来的に総社市では Google で一本化するのが良いのではないかと、研究を新本小学校と一緒にやっているところです。具体で申し上げますと Google classroom を使うために G Suite というものの契約をいたします。そして児童生徒 1 人 1 人に Google のアカウントを配ります。学校が無償になるのですが、G Suite の契約をすれば、恐らく人数無制限で先程見ていただいたようなリアルタイムでオンラインでそれぞれの顔が画面に出たような授業が可能になります。ZOOM はおっしゃるとおり 40 分の制限があって、実際には新本小学校では 40 分の授業をしています。5 分前に入るのよと子どもたちに言うと実質授業は 35 分です。

上岡委員 難しいでしょう。

井上学校教育課長 はい。どうしても前後ろが少し切られてしまっていて ZOOM で無料でのオンライン授業というのはいくらか制限がありますので。ZOOM も検討から排除しているわけではありません。ZOOM を契約すれば当然無制限で 45 分以上の授業が可能になりますし、Google を使えば Google の中ですべて完結するので、これも一つの選択肢ということで、検討を進めているところです。

上岡委員 私はどちらでも結構ですけど、ライセンス料は結構取られるのですか？

井上学校教育課長 Google の場合は取られません。ただ、実は、それにはドメインを取らなければいけないです。簡単に言うと shinpon.com とかのドメインをとらなければいけないんですけど、そのドメインの使用料は恐らく月に数千円の年間数万円掛かる可能性があります。そこも、業者と検討中で近々見積もりが出てくる予定です。

上岡委員 Google も時間無制限でいけるのですか。

井上学校教育課長 いけると聞いています。

上岡委員 分かりました。是非、進めてください。

井上学校教育課長 はい、ありがとうございます。

小野こども夢づくり課長 今回の補助金ですけれども、第二すずらん保育園以外の想定はということですが、この交付金が保育所等の整備ですとか防音壁の整備事業等々が対象になっていますが今回は第二すずらん保育園の整備事業のみでございます。

上岡委員 ありがとうございます。

剣持委員 予算の内容というよりも予算書の書式でこういう形は初めてです。表計算的に出すのは難しいのですか。

久山教育長 一覧表のような形にするということですね。

剣持委員 そうです。

服部教育部長 すいません。見せ方ですけれども、通常の前算書とは全く別物でございます。通常の前議会に出します、あるいは我々が使っている前算書というのは当然エクセルの表のような形になっておりまして、総務費から始まって議会とか費目がいっぱいありまして、教育委員会の中では関連している前算だけ説明をさせていただこうということで、わざと引っ張り出してこういった形にさせていただいております。違う様式の方が、もっと他のものも参考に見たいということであれば現状の前算書の形のものをそのままお出ししてご説明というのは当然できますし、その辺り結構細かく煩雑になるので、わざとシンプルな形での資料作りをさせていただいております。逆にこれだと分かりにくい部分もあると思うのですが、どういたしましょうか。これから補正前算の度にこういった資料ができてくるのですけれども、もう少し違う形の方が良いよということであれば見直しをさせていただくのも可能ですし。

上岡委員 全部出すというのは大変なことなので、関係のところだけで、説明をもうちょっと。私が言う前はこれさえも無かったのですから。それから言ったら前進しているのです、説

明をもう少し詳しくしてくださったら良いです。

服部教育部長 それでは例えば、今は費目の項目と金額しか入っておりませんので、その右の備考みたいのところへどういう内容のものなのかということのを少し簡単に加えさせていただいて、少しそれを見るだけでも分かるようなものに手直しさせていただこうかと思えます。ありがとうございます。

久山教育長 そのほかにございませんでしょうか。

(質疑なし)

久山教育長 それでは、お諮りいたします。議案第14号については、可決してよろしいか。

(異議なし)

久山教育長 ご異議がないようですので、議案第14号については可決しました。

続きまして、議案第15号「総社市就学援助規則の一部改正について」事務局から説明願います。

浅野教育総務課長 それでは、議案第15号「総社市就学援助規則の一部改正について」ご説明させていただきます。横向きになっています表の中に改正後・改正前とあります表をご覧ください。この就学援助規則の内容でございますが経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対して就学に必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施にすることを目的として実施しているものでございます。今回の改正の理由でございますが、本制度における対象者の内、世帯等の所得で審査するものにつきまして、本規則では総所得金額を用いて審査をすることと規定しておりましたが、本制度の目的を鑑み、合計所得金額に改正しようとするものでございます。第2条と第3条でございます。大きく言いますと、総所得金額と合計所得金額というのが所得税法上の文言でございますが、色々所得を計算していく中では給与の関係ですとか事業所得、それから年金所得とか色々なものを給与所得控除とか年金の控除をして所得を求めていくわけですが、損益通算として所得の中で足したり引いたりできるものがございますが、そういったものをした結果出てきたものが合計所得金額になります。合計所得金額から更に損失があった場合、事業の損失とか災害にあった場合とかでの損失、そういったものについての損失があった場合は以後3年間、所得から更に引ける形になっています。これをしたものが総所得金額になります。その損失の繰越控除をする前の合計所得金額で判定しようとするものでございます。単純にその年度の所得がどうだったかというのを見て算定し、就学援助の交付をしようとするものでございます。他市につきましても基本的にはこの合計所得金額を見て判定の可否をしているという状況でございます。1ページお開きいただきまして、4条の中、また6条の中では前年の合計所得金額に改めています。それから改正前に下線を引いたものについては、改正後には削除しております。これにつきましては、支給の対象費目の限度額というのが毎年改定されることがございます。文部科学省初等中等教育局長等から示される要保護児童生徒援助費の補助金学用品費等でございますが、これについて国庫補助対象限度額を根拠として定められておりますが、毎年見直しがなされるということで円滑な制度の実施のため、これについてはこちらに

掲げる事項に限り、この表によらずに別表を掲げずにホームページ等でその内容についてはお示ししたいということでございます。就学援助については以上でございます。

久山教育長 ただいまの説明に対するご質問等はありませんか。

上岡委員 就学援助費ですけれど、子どもたちの教育に大切なことですが、令和元年の実績はもう出たと思いますが、小学校での支給の子どもの割合とか中学校の方も分かれば教えてくださいとお願いします。それから令和2年度はコロナ禍で恐らく申請はかなり増えているのではないかとと思いますが、現状を教えてください。また3点目としては、基準額は令和元年と令和2年では変わっていますか。親子と子ども2人ですか、標準の家庭で。年収が何万とかありました。それは、どうなっていますか。その3点をお願いします。

浅野教育総務課長 就学援助につきまして、平成31年度ですが数字はもう出ると思いますが決算ができておりませんで、31年度は数字がまだ出せておりません。

上岡委員 次回で良いです。

浅野教育総務課長 はい。では31年度につきましては次回以降にご説明させていただきたいと思っております。

上岡委員 今年度の状況は。

浅野教育総務課長 今年度につきましては、今、申請を受け付けている状況でございますが、これからどうなるかということがございます。基本的には前年度所得を見ていく関係がございまして、今回コロナの関係で極端に年収・所得が減った方がございまして、そういった方が境界線上に恐らく何人か出てくると思っております。そういった方が対象になる可能性がございまして。これは保険料等も一緒ですけれども、何か月かで急に収入が下がったという方がいらっしゃいますので、そういった方については恐らく今年度増えていくのではないかと考えております。今年度ですが、小学校の方では就学援助につきましては680人を見込んでおります。平成30年度が766人の認定者実績でございます。令和2年度の予算編成の状況ですと、平成31年度において所得の方が全体的に上がってきたため減ってきましたので今年度は680人に下げているのですけれども、先程委員がおっしゃったように、もしかすると認定者の方が増えて、途中で補正予算を要求しないといけないというようなことが出てくるかもしれないと考えております。これは、中学生についても同じでございます。

上岡委員 ちなみに中学生は何人を予定しているの？

浅野教育総務課長 中学生は今年度予算では400人を見込んでおります。中学生は平成30年度の認定者数が401人で、今年度とか昨年度も概ね同じくらいで推移しておりましたので400人で予算要求しておりますが、これももしかすると補正予算をということになるかもしれません。30年度の中学生の認定割合が21.4%ということでございます。小学校が18.3%という認定割合でございます。以上でございます。

上岡委員 基準は？

浅野教育総務課長 市の基準も特に変わっておりません。基本的には生活保護基準の1.2

倍程度で総社市の方は基準を設けておりまして、他市では1.3倍とか厳しめのところもありますが、総社市は1.2倍程度で基準を定めておりまして変更はございません。30代の両親と小学生・中学生が各1人の計4人家族ですと所得で言いますと年間約340万円の所得です。3人世帯、両親と小学生が1人ですと基準額が約270万円、これについても変わっておりません。この基準もコロナの関係により、今後変更が生じる可能性があるかと考えております。以上でございます。

上岡委員 ありがとうございます。

久山教育長 其他のご質問はございませんか。

(質疑なし)

久山教育長 それでは、お諮りいたします。議案第15号については、可決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

久山教育長 ご異議がないようですので、議案第15号については可決しました。

続きまして、議案第16号「総社市学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」について、事務局から説明願います。

在間学校教育課主幹 それでは、失礼いたします。1枚物の資料をご覧ください。この規則は第1条の後半にありますように、総社市立学校教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置について定めるものでございます。本規定の制定の理由でございますが、教育職員の勤務時間の増減については、文部科学省においてガイドラインが平成31年1月に作成をされておりましたが、令和元年12月の法改正によりまして改正された法律名は第1条の1行目に示してありますが、この法改正によって文部科学省のガイドラインが指針に格上げされました。この文部科学省の指針の中で、教育職員のサービスを監督する教育委員会が指針を定めるとされております。勤務時間を超える時間の上限の方針がより実効性のあるものとなるように本規則を制定するものでございます。なお、本規則で言う学校には幼稚園も含まれております。第2条第1項には、服務監督権者である教育委員会及び所属長である校長・園長が、教育職員の業務量の適切な管理を行うことが示されており、所定の勤務時間以外の時間の上限を1箇月につき45時間、1年につき360時間と定めております。また、学校園において、業務量の大幅な増加に伴って一時的に時間外に行う業務が増加した場合は、第2項にあります業務1箇月につき100時間、1年につき720時間を上限とすることができます。ただし、月100時間に迫るような時間外勤務が連続することのないように(3)(4)のような内容についても合わせて定めております。なお、第3条に必要な事項は教育委員会が別に定めるとありますが、これは教育委員会として定める方針のことを示しております。この方針につきましては、次の資料にあるのですけれども、これは本日の要項で見ますと4番、報告事項等において、後ほど説明をさせていただきます。なお、この規則の施行日ですが、7月1日と考えております。最短でいけば6月1日からできるのですが、ま

ず施行の前に校園長に周知を図った上で、7月1日から、より実効性のある時間管理を行いたいと考えております。規則の説明は以上でございます。

久山教育長 それでは、ただいまの事務局の説明に対するご意見ご質問がありましたら、お願いします。

上岡委員 本市の勤務実態をまず聞きたいのですけれど、令和元年はまだ出ていないですか、出ていますか。それで、方針は後で出てくるのだけど、そこに所属長はICTを活用した業務記録システム・・・というのだけど、どういうやり方で客観的な把握をされているのか。虚偽の記録等の防止策としてはどういうことをされているのか。パソコンと言ってもパスワードがなければ開かないですけど、でも教えていたらできますし、自分のパソコンは5時半になったから閉じてもコンピューター室に行って使っていたら意味が無いわけで。その辺のことはどういうふうに徹底されていますか。自分の心と体の健康というのは自分で守らないといけないのですけど中々難しいです。その辺をどういうふうにされているのか。持ち帰り業務は行わないことが原則だけど、本当に守られていますか。実態と客観的な記録、それから虚偽の記録の防止策、その辺を少し聞かせてください。

在間学校教育課主幹 まず、本市の先生方の勤務実態ですけれども、昨年度の平均の時間外勤務が小学校では51時間、中学校では62.5時間というのが勤務実態でございます。

上岡委員 これは週ですか？

在間学校教育課主幹 1か月の時間外です。本規則にあります、45時間以内でと規則にありましたが、昨年度、月の時間外勤務が45時間以内のものが市内で63%です。小学校では77%、約4分の3の教員が45時間以内に収まっていますが、中学校は収まっている教員が53.4%と大幅に数字が下がっています。100時間という数字もありましたが、100時間以下でみてみますと、小学校はほぼ99.9%収まっています。小学校は約1名100時間を超えた方が昨年度はいたので100%にはなっていませんが、中学校は実は4.5%が100時間を超えて業務をしていますので、中学校で100時間以内に収まっている教員は95.5%ということで、まだまだ課題が多いのが現状です。ただ、働き方改革が県の方で取り組まれたのが平成29年度からです。28年度の小学校は時間外が月64時間あったということ。28年度のこれは県平均ですが、中学校の時間外が87時間あったということ。これを受けて県で働き方改革の取り組みをしたのですが、それと比べれば少しずつ減ってきてはいると思いますけれども、月45時間を目指すにはまだまだ意識改革は勿論ですが行事の精選であるとか色々な工夫が必要だと思っております。それからもう一つのご質問で客観的にということで、今年度からすべての小学校・中学校に出退勤管理システムが導入されています。昨年度、東小学校と東中学校で試行期間ということですが、この4月からは全部の学校に導入されています。私はまだ具体的なものを見たことは無いので課長、良いですか？すいません。

井上学校教育課長 失礼いたします。出勤しますと、まず、目の前にiPadがあります。iPadにはカードリーダーが付いておりまして、これに例えばフェリカカードなど交通系のICカ

ードでも OK です。電子決済が出来る iPhone なんかも OK です。これをかざしますと打刻されます。退庁時にはもう一度これをかざすとまた打刻されると。さらに途中の休憩時間の場合には iPad に休憩入り・休憩戻りというボタンがありまして、それを押せば途中、例えば4時半からとか、中学校であれば生徒指導があつて19時に保護者が来庁するまでの1時間休憩に入るとか休憩入りの場合はそういうボタンも付いて、当該本人が1日出勤と退庁とその間の休憩など、どういう配分で動いたかというのがすべて打刻されるものになっています。これは完全に個人と紐づいていますので虚偽も当然できます。第三者に渡しておいて押しておいてということではできませんが、その辺は良心に従つてということですけど。例えばそれはグループウェアと紐づいておりまして、個人が Wawaoffice というグループウェアを使っていますが、その中で本人が1か月どんな働き方をしたのかデータで見えるようになっています。それから、例えば出勤時刻・退庁時刻を変更した場合には赤文字で表記されるようになっています。それはすべて管理者が管理しているので、全く虚偽の報告ができないかと言われると当然しようと思えばできる部分はあるのですけれども、管理者によって管理され変更したものは見えるような、そういうシステムで運用をしています。

上岡委員 持ち帰り業務については。
井上学校教育課長 客観的な ICT での記録はできませんので、そのところは課題かと思っています。

上岡委員 分かりました。

久山教育長 他にご質問はありませんか。

(質疑なし)

久山教育長 それでは、議案第16号については可決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

久山教育長 ご異議がないようですので、議案第16号については可決しました。

次に「教育長職務代理者の指名」について、事務局から説明願います。

浅野教育総務課長 それでは「教育長職務代理者の指名」について、事務局から説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育長に事故あるとき又は教育長が欠けたときは法第13条第2項の規定により、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとされているため、委員の中から教育長職務代理者を指名しようとするものでございます。なお、職務代理者が行う事務の内、具体的な個々の事務の執行など職務代理者自らが事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難な場合には、法第25条第4項に基づき、その職務を教育委員会事務局に委任することが可能であるとされており、事務の軽減が図られていることを申し添えます。以上でございます。

久山教育長 このことについて、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

久山教育長 それでは、私が指名し、任期は委員の任期満了日までということではよろしいか。これにご異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

久山教育長 ご異議がないようですので、それでは、教育長職務代理者に、上岡委員を指名したいと思います。また、任期については、任期満了日までとすることとします。これに、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

久山教育長 ご異議がないようですので、教育長職務代理者に、上岡委員を選出いたしました。それでは、上岡委員に、ごあいさつをお願いしたいと思いますが、こちらの職務代理者席のほうにご移動いただきますでしょうか。

上岡委員 それでは職務代理者ということで、総社市教育の資質向上・維持発展に少しでも役に立てるよう頑張りますので、よろしく願いいたします。

久山教育長 よろしく願いいたします。

それでは、次に、報告事項等に移ります。「総社市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針」について事務局から説明をしていただきますが、その前に今後の流れについて少し説明いたします。まず、この5月の教育委員会で、内容等の説明をさせていただきますして、来月の6月の教育委員会において議案として計上し、お諮りしたいと考えております。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

在間学校教育課主幹 先程の規則の次にあります資料をご覧ください。方針について、ご説明いたします。この方針の趣旨は、教育職員の長時間労働を是正するために業務量を適切に管理すること及び教育職員の健康及び福祉の確保を図ることとございます。2に方針の対象者が示されております。1行目にあります特別措置法の第2条に規定されている内容ですが、小学校・中学校・幼稚園が対象であることが示されております。また、校長・園長を含むすべての常勤勤務の教育職員が対象であることが示されております。なお、3行目以降に示されております教育職員ではない事務職員などにつきましては、本対象とはなりません。事務職員については労働基準法について時間外勤務の上限時間が同様に定められております。協定を締結することで時間外勤務の規制が事務職員には既に適用されております。総社市内の小中学校すべてにおいて、今年度もこの協定は既に4月1日付で締結済みであり、各校において業務管理が既に図られております。3の上限時間は、先程の規則に示されていると明記されております。なお、在校等時間の考え方については指針に定められているとありますが、1枚開いていただいた3ページ目に参考として指針の該当箇所を示しております。概要としましては、在校等時間は基本的には在校している時間を考えますが、イにあるように校外での研修や児童生徒等の引率、またロにあるようにテレワークの時間も含まれることが示されています。なおハにある自らの判断で行う自己研鑽の時間は在校等時間には含まれない時間ということも合わせて示されております。では、方針の1ページ目に戻っていただきまして4のところには在校等時間の把握方について示されております。管理職はICTを活用して客観的に把握すること、公務災害が生じた場合などの重要な記録

となるため公文書として適切に保存すること、また2段目には上限時間の遵守により教育活動がおろそかになったり虚偽の報告をしたりしないということ、そして持ち帰り業務についても示されております。また、3段落目にあるように教育委員会においては、月ごとの勤務実態の把握をして参ります。5には休憩時間や年次休暇・産業医のことについて明記されており、健康保持のために法令順守がなされるよう定めております。6につきましては、勤務時間の把握を事後の検証にきちんと繋げていくこと、また7においては働き方改革の推進による教育の質の向上、また幅広い理解の中で働き方改革が推進されるように情報発信に努めることについて示しております。最後に附則のところにも本方針の施行が4月1日となっておりますが、7月1日に修正をしていただければと思います。申し訳ございません。方針の説明は以上でございます。

久山教育長 それでは、何かご意見はありませんでしょうか。

(質疑なし)

久山教育長 この方針につきましては、来月の教育委員会でお諮りするということになりますので、よろしく願いいたします。ほかに報告事項はありませんか。

三宅委員 こどもたちの生活とところの様子ということで国立成育医療研究センターが子どもたちにアンケートを取りました。学校が始まったばかりでコロナに対して不安を持っているのと、生活が非常に乱れているということなので、登校してすぐ、はいやりなさいという感じであると適応できない子たちが増えてくる。そういう面も含めて、子どもたちの心の健康と本当の姿を見てくださいというものなので、ここに留めていただけたらと思います。

久山教育長 三宅先生、学校へは。

三宅委員 感染者情報とかで、ホームページに出しているのですが各学校には回っていると思います。私の方が出しているのは、文科省のホームページで学校における新型コロナウイルス感染症、それから別の資料でカラーになっています。全部文科省のホームページの一番トップにありますので、それぞれ学校の方で見ていただいて勉強していただけたらと思います。これについても送っております。

久山教育長 休校中の子どもの実態は、本当に学校・教員は分からない部分があつてですね、非常に教員も不安を持っていると思いますから、こういうアンケート結果は物凄く参考になると思います。また、学校教育課から参考にして子どもの指導に使用して欲しいというメールか何か流したら良い。そういうことで、お願いします。ありがとうございました。

それでは、次回の教育委員会の日程についてですが、既にご承知のとおり、6月23日(火)午後2時から資料展示室で開催いたしますので、ご参集願います。

次に、7月の教育委員会の日程を調整したいと思いますので、事務局から提案願います。

*** 7月の教育委員会について日程調整***

久山教育長 それでは、7月の教育委員会は、7月22日（水）午後2時から開催いたします。これで審議がすべて終了いたしましたので、本日の教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

【閉会 午後4時55分】